



島根県報

令和6年3月22日（金）

第 5 0 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則 (沿岸漁業振興課) 2

【告 示】

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 2

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 3

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造
の認定 (建 築 住 宅 課) 5

【公 告】

公共測量の終了（4件） (技 術 管 理 課) 5

【選管告示】

衆議院島根県第一区選出議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示
することができる日 6

衆議院島根県第一区選出議員補欠選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示
することができる区画の数 6

衆議院島根県第一区選出議員補欠選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録
資格の決定の基準となる日 7

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規
則 (警 察 本 部) 7

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (") 8

【公安告示】

風俗環境浄化協会等に関する規則の規定による島根県風俗環境浄化協会の事務
所の所在地の変更の届出 (") 8

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 規則の概要

長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第2号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表長期漁船建造資金の項中「1.1パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第197号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第198号

令和5年島根県告示第783号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町竹崎1516-3、1516-30、1526-8、1529、1530-9	松崎 康吉
仁多郡奥出雲町竹崎1516-10、1516-11、1516-19、1530-39	佐藤 源之助
仁多郡奥出雲町竹崎1516-12、1516-24、1525、1526-56、1526-57、1530-51、1530-54	荒川 元志
仁多郡奥出雲町竹崎1526-36から1526-38まで、1526-49、1529、1530-5、1530-49、1530-50、1530-53、1530-55	金山 米市
仁多郡奥出雲町竹崎1526-37	小割 政雄
仁多郡奥出雲町竹崎1526-39	金山 治正
仁多郡奥出雲町竹崎1526-45、1526-54、1529、1530-28	田邊 武司
仁多郡奥出雲町竹崎1529	荒川 柳右衛門 堀江 雅吉
仁多郡奥出雲町竹崎1530-16、1530-17	宮田 睦夫
仁多郡奥出雲町竹崎1530-32	堀江 忠三郎
仁多郡奥出雲町竹崎1530-41	荒川 栄次郎
仁多郡奥出雲町竹崎1530-56	森脇 恒市 林 郁雄
仁多郡奥出雲町竹崎1530-57、1530-75	佐藤 久藏
仁多郡奥出雲町竹崎1530-58	金山 米市
仁多郡奥出雲町竹崎1530-79	安川 圭一
仁多郡奥出雲町竹崎1695-3、1695-4	落合 幸雄
仁多郡奥出雲町竹崎1695-7	福田 基良
仁多郡奥出雲町竹崎1696-10	元山 良造
仁多郡奥出雲町竹崎1697-2	安部 由藏
仁多郡奥出雲町竹崎1699-内2、1699-2	安部 理之助
仁多郡奥出雲町竹崎1699-内9	高柴 千太郎
仁多郡奥出雲町竹崎1699-内14、1699-内15	村上 廣四
仁多郡奥出雲町竹崎1699-1	加納 慶藏
仁多郡奥出雲町竹崎1699-13、1699-14、1699-16	安達 喜文

仁多郡奥出雲町竹崎1699-19、1699-22	村上 徳次郎
仁多郡奥出雲町竹崎1715-4、1716-続2、1785-4から1785-6まで、1785-11	長澤 喜也
仁多郡奥出雲町竹崎1762-内1、1784-3	大谷 清美
仁多郡奥出雲町竹崎1770-1	部田 勇
仁多郡奥出雲町竹崎1785-36、1785-37、1941-1、1941-3	嵐谷 正美
仁多郡奥出雲町竹崎1834-1、1872-2	荒木 林之助
仁多郡奥出雲町竹崎1834-2、1835-1、1835-2、1840-20	田中 時英
仁多郡奥出雲町竹崎1836-1から1836-3まで	糸原 浅太郎
仁多郡奥出雲町竹崎1837-1、1838-2	飛田 清寿
仁多郡奥出雲町竹崎1840-1、1840-11、1840-12、1841、1873-1、1878-1	恩田 至
仁多郡奥出雲町竹崎1840-10、1872-1、1872-2	恩田 和美
仁多郡奥出雲町竹崎1840-14	飛田 整作
仁多郡奥出雲町竹崎1840-21、1840-60、1840-62から1840-64まで、1877-3、1877-6、1879-4	萬歳山之神社 宮司
仁多郡奥出雲町竹崎1840-28	田中 賢磨
仁多郡奥出雲町竹崎1841	堀江 康輔
仁多郡奥出雲町竹崎1872-2	嵐谷 茂治 嵐谷 福市 嵐谷 正美 糸原 勝己 糸原 重利 糸原 誠一 恩田 和美 恩田 行雄 田中 高明 飛田 整作 藤原 松一 部田 勝義
仁多郡奥出雲町竹崎1874-1、1875、1876	岩田 政明 高柴 家治 古井 進
仁多郡奥出雲町竹崎1876	重親 秀雄
仁多郡奥出雲町竹崎1877-4	王子神社 宮司
仁多郡奥出雲町竹崎1880-14	荒木 伸佳
仁多郡奥出雲町竹崎1880-6	田中 恵美子
仁多郡奥出雲町竹崎1941-1、1941-3	嵐谷 福市
仁多郡奥出雲町竹崎2046-内1	長澤 嘉昭
仁多郡奥出雲町竹崎2046-内2	長沢 カメヨ
仁多郡奥出雲町竹崎2046-1	長澤 学

島根県告示第199号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、益田県土整備事務所に備えて一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象区域

益田市安富町3330-1他74筆

2 認定の年月日及び番号

令和6年3月13日 第2号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月13日に終了した旨国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業期間

令和5年5月8日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

直轄国道（一般国道9号に限る。）上のうち松江市、浜田市及び出雲市地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月12日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

令和6年2月5日から同年3月7日まで

3 作業地域

松江市美保関町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月11日に終了した旨安来市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

令和5年11月29日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

安来市大塚町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月12日に終了した旨西日本高速道路株式会社中国支社千代田高速道路事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年10月2日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

邑智郡邑南町の一部

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第8号

令和6年4月28日執行予定の衆議院島根県第一区選出議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和6年3月22日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

令和6年4月16日

島根県選挙管理委員会告示第9号

令和6年4月28日執行予定の衆議院島根県第一区選出議員補欠選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

令和6年3月22日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

区画の数 6

島根県選挙管理委員会告示第10号

令和6年4月28日執行予定の衆議院島根県第一区選出議員補欠選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定める。

令和6年3月22日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

被登録資格の決定の基準となる日 令和6年4月15日

ただし、年齢による被登録資格の決定の基準となる日 令和6年4月28日

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

島根県公安委員会規則第5号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表古物営業法の部第8条の2第1項の項中「古物商」を「特定古物商」に改める。

別表警備業法の部第5条第2項の項中「及び認定証の交付」を削り、同部第5条第5項の項を削り、同部第7条第2項の項中「認定証」を「認定」に改め、同項の次に次のように加える。

第9条	営業所の届出等の受理
第10条第1項	廃止の届出の受理
第11条第1項（同条第3項、第16条第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）	変更の届出の受理

別表警備業法の部第11条第3項の項を削り、同部第11条第2項の項の次に次のように加える。

第12条第1項及び第2項	死亡等の届出の受理
第16条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）	服装（護身用具）の届出の受理

別表警備業法の部第23条第4項の項の次に次のように加える。

第40条	機械警備業務の届出の受理
第41条	基地局の廃止等の届出の受理

別表警備業法施行規則の部第9条の項中「更新認定証の交付」を「認定の有効期間の更新の通知」に改め、同部第20条第1項の項を削る。

別表探偵業の業務の適正化に関する法律の部第4条第3項の項を削る。

別表探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の部を削る。

別表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の部第5条第2項の項中「及び認定証の交付」を削り、同部第5条

第5項の項及び第8条第3項の項を削り、同部第9条第1項及び第2項の項及び第9条第3項の項中「返納認定証」を「廃業等の届出」に改める。

別表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の部を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

島根県公安委員会規則第6号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項、第3条及び第4条第3項中「掲示して」を「掲示し、及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第10号

風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり島根県風俗環境浄化協会の事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月22日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

法人の名称	事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
公益社団法人島根県防犯連合会	島根県松江市北堀町15番地	島根県松江市殿町383番地	令和6年2月21日